

町職員の人事異動

(4月1日付)
()は異動前

【副課長級】

▶健康福祉課副課長〔兼務〕介護保険係長・木本善典
(同課副課長)

【課長補佐級】

▶企画財政課課長補佐〔兼務〕財政係長・竹本義昭(建設課課長補佐〔兼務〕管理係長) ▶税務課課長補佐〔兼務〕固定資産税係長〔兼務〕収税管理係長・田中雅三(同課課長補佐〔兼務〕町民税係長〔兼務〕同係長)

▶住民課課長補佐〔兼務〕戸籍係長・安西豊実(税務課課長補佐〔兼務〕固定資産税係長) ▶住民課課長補佐〔兼務〕生活消防係長・山本善彦(社会教育課課長補佐〔兼務〕人権教育係長) ▶建設課課長補佐〔兼務〕管理係長・金持弘文(住民課課長補佐〔兼務〕生活消防係長)

【係長級】

▶税務課町民税係長・前川健治(下水道課主査) ▶下水道課管理係長・田淵幸夫(企画財政課財政係長) ▶出納室出納係長・角石和子(企画財政課付主査〔播磨高原広域事務組合派遣〕) ▶社会教育課人権教育係長・深澤寿信(総務課主査)

【主査級】

▶企画財政課付主査〔播磨高原広域事務組合派遣〕・古林節美(住民課主査) ▶総務課主査・前川武彦(税務課主査)

【主事級】

▶総務課主事・安東浩司(企画財政課主事) ▶住民課主事・天城美保(農業委員会事務局主事) ▶健康福祉課主事・深澤正法(都市整備課主事) ▶下水道課主事・西山久巳(社会教育課主事) ▶建設課技師・久保淳(同課付技師〔上郡土木事務所出向〕) ▶建設課付技師〔上郡土木事務所出向〕・左鴻洋右(同課技師) ▶都市整備課主事・中村寿秀(産業振興課主事)

【用務員】

▶総務課・野村幸子(高田小学校) ▶上郡中学校・山根邦子(赤松小学校) ▶上郡小学校・野口幸子(上郡中学校) ▶山野里小学校・藤井照美(上郡小学校) ▶高田小学校・丸尾弘子(総務課) ▶鞍居小学校・牛尾美智子(中央公民館)

【教諭】

▶上郡幼稚園・奥田雅世(赤松幼稚園岩木分園) ▶山野里幼稚園・小河喜三子(上郡幼稚園) ▶高田幼稚園・田中祐紀子(山野里幼稚園) ▶赤松幼稚園岩木分園・竜中千景(船坂幼稚園) ▶船坂幼稚園・西村正江(高田幼稚園)

【新規採用】

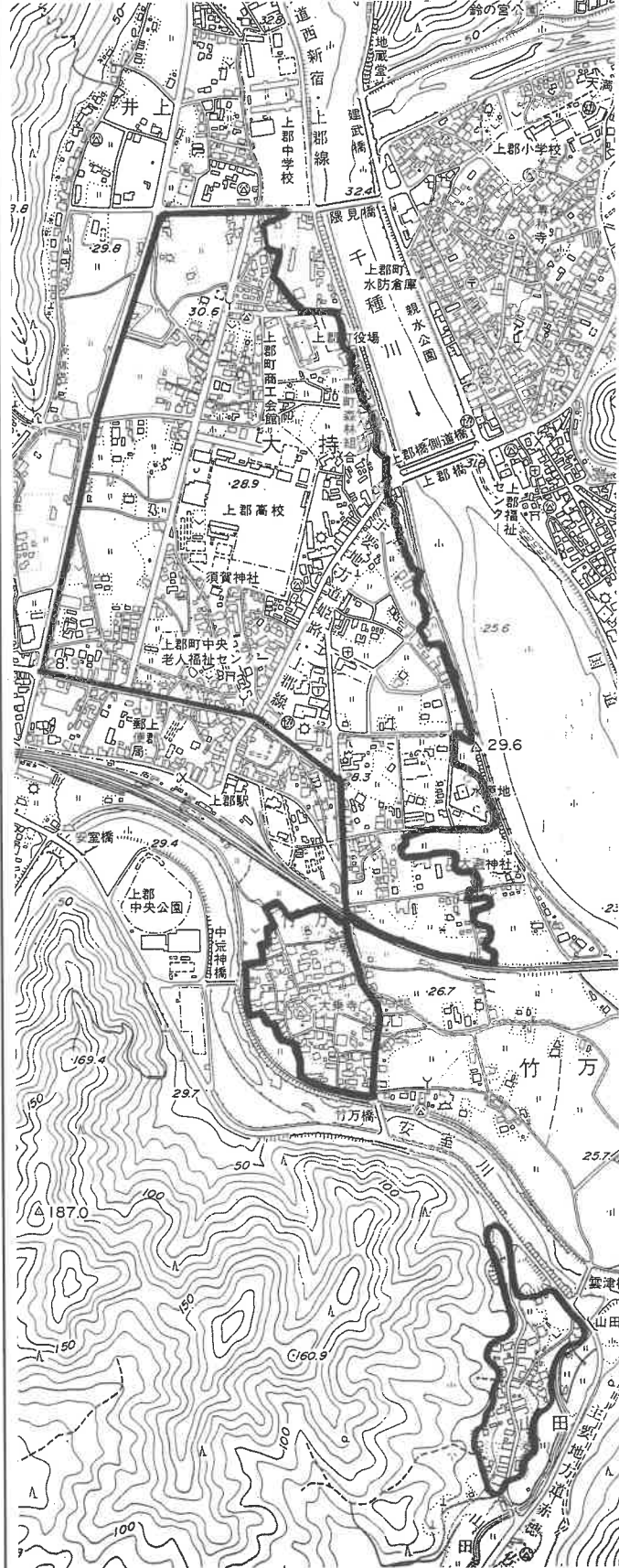
▶企画財政課主事・湯朝竜二 ▶税務課主事・大小田岳洋 ▶健康福祉課主事・深澤美智子 ▶健康福祉課保母・原宏美 ▶健康福祉課保母・藤田公美子 ▶農業委員会事務局主事・小豆健一 ▶管理課幼稚園教諭・山本香 ▶社会教育課主事・平山智治

【退職】 (3月31日付)

▶住民課課長補佐〔兼務〕戸籍係長・深澤福子 ▶下水道課課長補佐〔兼務〕管理係長・中川好 ▶出納室室長補佐〔兼務〕出納係長・岡村勢津子

供用開始対象区域

- 竹万・駅前
井上・山野里丹東の一部、
- 大持、栄町の全区域
[約75ha]



公共下水道 「上郡浄化センター」 が完成! 4月1日から 使用できます

上郡町では、清潔で快適な生活環境をめざし、平成4年度から公共下水道整備を行っています。

このたび、上郡浄化センターが完成し、公共下水道区域の一部が使用できるようになりました。



皆さまへのお願い

●下水道使用料の納付

宅内の排水設備工事が完成し、役場の検査に合格してから2ヶ月に一度納付していただくことになります。お手軽で便利な口座振替もご利用いただけます。

詳しくは、役場下水道課までお尋ねください。

上郡町排水設備指定工事店 平成11年4月1日現在

業者名	住所	電話番号
(株)村上水道設備	上郡805-1	52-0205
(有)井口水道設備	大持123-1	52-2219
丸堂設備工業(株)	井上179-7	52-2018
(株)西原管工設備	竹万328-1	52-1457
(有)ヤマダ設備工事	尾長谷1068-1	54-0626
上郡ガスセンター(株)	竹万395-1	52-3711
播磨建設(株)	井上208-1	52-0410
(株)大清	山野里2335	52-5588
播磨土建工業(株)	上郡370	52-0072
(株)藤本組	楠135	52-1063
清水設備	野桑868	54-0428
(株)上郡建設	上郡1347	52-3778
梶原組	竹万150-5	52-4328
西山三菱電化(株)	大持183-5	52-1088
矢能建設	船坂650-1	55-0145
岡上建設(株)	落地527	55-0075
(有)小谷建設	井上247	52-0540
林龍建設(株)	山野里2618-1	52-4064
(有)テクノ開発	上郡1645-2	52-0392
(株)アサノ	大持180-10	52-0054
アカホリ	上郡110-4	52-0251
美徳開発	金出地380-1	54-0557
住商工業(株)	上郡18-1	52-0281
(株)松久組	梨ヶ原571-3	55-0808
(株)大賀	山野里2349	52-6000

●排水設備工事は指定業者に

公共下水道が使用できる区域は、3年以内にトイレを水洗化して下水道に接続することが義務付けられています。

また、排水設備工事には、一定の知識と技術が必要なため、町で定められた指定業者に工事を依頼してください。

●下水道利用のルール

下水道ができたからといって「何でも流せ」というのは困ります。

必ず次のルールをお守りください。

- ①トイレでは、トイレットペーパー以外流さない。
- ②台所では、野菜くずや残飯を流さない。
- ③天ぷら油やサラダ油の廃油を流さない。
- ④洗剤は無リンのものを使いましょう。
- ⑤ガソリン、シンナー、石油などの危険物、その他処理施設に著しく影響を及ぼす有害物質を流さない。

●工事の推進にご協力を

上郡町では、これからも計画的に下水道事業を推進し、下水道が使用できる区域を拡大していきます。

下水道は、汚水管を張りめぐらす大事業です。皆さんの近くの道を順に掘って工事を進めていくことになり、一時的に日常生活に不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。